

Verite Clinic Premium Card 利用規約

第1条（本規約の趣旨）

本利用規約（以下「本規約」といいます）は医療法人社団輝生会（以下「当法人」といいます）が発行する、以下に定義した Verite Clinic Premium Card（以下「本カード」といいます）のご利用について規定するもので、本カードの所持者（以下「利用者」といいます）は本規約に従ってお取引いただくものとします。

第2条（定義）

本規約において使用する語句の定義は、別途定義されない限り次のとおりとします。

（1）本カード

当法人発行の前払式支払手段である加減算型カードで、貨幣価値情報を電子データに代えて、繰り返し入金することができ、また入金された金額をもって当法人指定の店舗において商品を購入することができる機能を備えたものをいいます。

（2）利用者

本規約の規定の全部の内容を理解、同意および承諾した上で、当法人（当法人から引渡しを受けた第三者を含みます）から本カードの引渡しを受け、現実に本カードを所持される方であって、本規約に規定された利用をされる方をいいます。

（3）商品

当法人各店にて販売する商品（本カード、金券類、一部商品を除く）、または当法人が提供する役務やサービスなどを総称したものをいいます。

（4）Verite Clinic Premium Card 取扱店

当法人が指定する日本国内の店舗（以下「カード取扱店」といいます）または施設をいいます。具体的なカード取扱店の場所や情報に関しては、本規約末尾に記載された本カードに関するお問い合わせ窓口にお電話にてお問い合わせいただくか、ヴェリテクリニック公式サイトにてご覧いただけます。

（5）バリュー

利用者が商品の給付を当法人に請求する上で必要となる流通貨幣に相当する価値をいいます。（なお、本カードの最終ご利用日現在における当該本カードのバリュー残余数量を、以下「残高」といいます）

（6）商品購入による利用

商品の給付を受けるために必要な残高を有する本カードをカード取扱店に提示することにより商品の給付を請求し、かつ当該商品の給付を受ける行為の総称をいいます。

（7）入金

商品の給付を請求するために必要な残高を有しているか否かを問わず、本カードについて、本規約に規定する金額以上の金員をカード取扱店に対して支払うこと、または、その他の当法人が指定する方法により、本カードの残高を増加させる行為をいいます。

（8）残高照会

本カードをカード取扱店に提示することにより、または、その他の当法人が指定する方法により、当該本カードのバリューの残高を確認する行為をいいます。

（9）ご利用

本カードへの入金、および本カードの商品購入による利用の行為を総称して「ご利用」といいます。

第3条（カードの発行）

当法人は、カード取扱店において本カードを発行するものとし、利用者は、本規約に規定する金額以上の金員を

取扱店に対してお支払いいただくことにより、本カードの交付を受けることができるものとします。

第4条（本カードのご利用）

利用者は、カード取扱店においてのみ、本カードのご利用をすることができるものとします。

第5条（入金の方法）

1. 本カードへの入金は、カード取扱店にて承るものとします。
2. 利用者は現金もしくは当法人が指定する支払い方法により、本カードへ入金することができるものとします。
3. 店舗での本カードへの入金金額は1枚につき1回あたり100,000円以上100,000円単位となります。
4. 本カードへ蓄積できる上限額は、本カード1枚につき1,000,000円とします。

第6条（利用の方法）

1. 本カードにて商品をご購入される場合には、カード取扱店内のレジにて本カードをお渡しいただくものとします。本カードに入金された金額から商品購入合計額を差し引くことにより、金銭にてお支払いされた場合と同様の効果が生じます。この場合、商品購入合計額およびお支払い後の本カード残高は、本カードにより利用された数量、および当該利用後の当該本カードの残高を表示したレシートまたは明細書その他の当法人が指定する書面（以下、単に「レシート」といいます）に表示されますので利用者はそれらに誤りがないかを確認するものとします。
2. お渡しいただいた本カードの残高が商品購入合計額に満たない場合は、改めて本カードに入金していただくか、または不足分を現金もしくは当法人が指定する支払い方法によりお支払いいただくものとします。
3. お支払いの際に本カードを複数枚ご利用いただくこともできますが、一度のお支払い可能枚数は5枚までといたします。さらに不足分がある場合は現金もしくは当法人が指定する支払い方法にてお支払いいただくものとします。
4. 利用者は第6条各号の処理の後において、レシートをカード取扱店から受け取るものとし、かつ当該レシートに記載された事項に過誤がないことを確認しなければならないものとします。なお、この場合当該レシートの受取時に利用者から特段の申し出がないかぎり、利用者が当該記載された事項に過誤がないことを確認したものとみなすものとします。

第7条（残高照会の方法）

利用者は、第6条に規定するレシートによる残高照会のほか、カード取扱店において本カードを提示していただくこと、本カード裏面のQRコードからWebサイトにアクセスすることにより本カードの残高照会をすることができます。但し、システムの都合上、Webサイト上で表示することができる履歴内容、履歴件数は当法人が決めるものとします。

第8条（換金）

1. 本カード自体または本カード残高の換金、返金および払い戻し等はいたしません。但し社会情勢の変化、関係法令等の制定改廃、その他当法人都合により本カードの取扱いを全面的に廃止することを当法人が決定した場合、例外的に利用者は、当法人に対して本カードの残高の払戻しを求めることができるものとします。この場合、当法人の所定の方法に従って、本カードの残高照会の結果に基づき払戻しを行うものとします。
2. 前項の払戻しを行った場合は、利用者より本カードを回収させていただくものとします。

第9条（再発行）

1. 本カードを紛失した場合、もしくは盗難、改竄された場合、または利用者の許可なく第三者に使用された場合であっても、本カード機能の停止、返金、または再発行はいたしません。
2. カードやカードの機能を破損することがありますので、本カードを汚したり、折り曲げたりしないでください。
3. 当法人は本カードが毀損され、または、必要な機能がそこなわれた場合、その原因が利用者の故意または過失に基づかないことが明らかであり、かつ当該本カードバーコード情報または PIN 番号が判読可能であるときに限り、当法人の判断により、当法人所定の方法に基づいて、必要な残高を利用する機能を備えた新たな本カードを発行するものとします。
4. その際、当法人は新しい本カードと引き換えに旧本カードの引渡しを求めることができます。なお、新しい本カードの発行にあたっては、本カードの図柄および属性は当法人が指定させていただくものとし、利用者は異議を述べないものとします。

第10条（不正な取得・利用等）

1. 次のいずれかに該当するときには、当法人は、利用者に本カードのご利用をお断りし、本カード自体を無効扱いとしたうえで、利用者の本カードを当法人にお引渡しいただくものとします。
 - i. 利用者が不正な方法により本カードを取得され、または、利用者が不正な方法により本カードを取得されたことを知って使用した場合や使用しようとした場合。
 - ii. 本カードが改竄、偽造、または変造されたものである場合。
 - iii. 本規約に違反した場合。
 - iv. その他、本カードの利用が不正であると当法人が認める場合。
2. 当法人は前各号の疑いがある場合、調査のため一時的に本カードをお預かりできるものとします。
3. 利用者は前項の場合においても、払戻しまたは本カードの再発行もしくは交換のいずれも一切請求することができないものとします。

第11条（ご利用期限に関する制限）

【重要事項】

1. 本カードを最後にご利用いただいた日の翌日を起算日として2年ご利用がない場合、当該本カードは無効となり、当該本カードの残高の有無または多寡にかかわらず、返金等はしないものとします。（ご利用とは、入金、および本カードによる商品購入による利用、残高移行をさします）
2. 利用者は、前項のご利用期限が到来した本カードに関するご利用および払戻し等の請求権、一切に関することができないものとします。
3. 利用者は、本カードを長期間にわたってご利用されない場合、十分注意しなければいけないものとします。

第12条（システム保守・障害等）

本カードに関するシステムの設計、管理には万全を期しておりますが、停電、システム障害、メンテナンス、カード偽造等に関する管理、その他やむを得ない事情により本カード取扱店の一部または全店において、当法人は予告なく本カードのご利用内容の一部またはすべてにつき一時的に停止できるものとします。その際、本カードがご利用いただけないことから不利益または損害が生じた場合でも、当法人は一切の責任を負わないものとします。

第13条（業務委託）

当法人は、本カードに関して行う業務を第三者に委託する場合があります。

第 14 条（質権等担保権設定の禁止）

1. 利用者は、本カードに質権等の担保の設定を一切することができないものとします。
2. 当法人は、利用者が前項に違反した場合、当該違反から生じるトラブル等に一切関与しないものとし、かつ一切責任を負わないものとします。

第 15 条（利用者資金の保全方法）

1. 資金決済法 14 条 1 項の規定の趣旨：前払式支払手段の所有者の保護のための制度として、資金決済に関する法律の規定に基づき、前払式支払手段の毎年 3 月 31 日及び 9 月 30 日現在の未使用残高の半額以上の額の発行保証金を法務局等に供託等することより資産保全することが義務づけられております。
2. 資金決済法 31 条 1 項に規定する権利の内容：万が一の場合、前払式支払手段の所有者は、資金決済に関する法律第 31 条の規定に基づき、あらかじめ保全された発行保証金について、他の債権者に先立ち弁済を受けることができます。
3. 発行保証金の供託、発行保証金保全契約又は発行保証金信託契約の別：当法人の利用者資金の保全方法は次のとおりです。

・ 金銭による供託

第 16 条（裁判管轄）

本規約に基づくご利用および取引に関して利用者と当法人またはカード取扱店との間に紛争が生じた場合、当法人の本店を管轄する簡易裁判所または地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とするものとします。

第 17 条（本規約の変更）

1. 当法人は当法人の判断において本規約を利用者に事前に通知することなく変更することができるものとします。
2. 本規約を変更するときには、変更後の本規約をカード取扱店の店頭あるいは本店に所定の期間備え置くと同時に当法人公式サイト等にて掲載いたします。

資金決済法に基づく表示事項

●前払式支払手段の名称

Verite Clinic Premium Card

●前払式支払手段発行者

医療法人社団輝生会

東京都中央区銀座 2-6-12 大倉本館 5 階

●お問い合わせ先

ヴェリテクリニック大阪院

住所：大阪府大阪市北区茶屋町 2-19 JPR 茶屋町ビル 5 階

電話番号：0120-121-051

ヴェリテクリニック公式サイト：<https://www.veriteclinic.or.jp/>

●支払可能金額等

蓄積限度額は 1,000,000 円、金額の入金は 1 枚につき 1 回あたり 1 回あたり 100,000 円以上 100,000 円単位となります。

●有効期限

本カードを最後にご利用いただいた日の翌日を起算日として 2 年間となります。

●ご利用いただける場所の範囲

当法人が運営する「ヴェリテクリニック大阪院」となります。

●ご利用上の注意

本カードを紛失した場合、もしくは盗難、改竄された場合、または利用者の許可なく第三者に使用された場合であっても、本カード機能の停止、返金、または再発行はいたしません。

カードやカードの機能を破損することがありますので、本カードを汚したり、折り曲げたりしないでください。当法人は本カードが毀損され、または、必要な機能がそこなわれた場合、その原因が利用者の故意または過失に基づかないことが明らかであり、かつ当該本カードバーコード情報または PIN 番号が判読可能であるときに限り、当法人の判断により、当法人所定の方法に基づいて、必要な残高を利用する機能を備えた新たな本カードを発行するものとします。

その際、当法人は新しい本カードと引き換えに旧本カードの引渡しを求めることができます。なお、新しい本カードの発行にあたっては、本カードの図柄および属性は当法人が指定させていただくものとし、利用者は異議を述べないものとします。

●未使用残高の確認方法

当サイト内、当アプリ内、当法人が規定するレシートによる残高照会のほか、カード取扱店において本カードを提示していただくこと、本カード裏面の QR コードから Web サイトにアクセスすることにより本カードの残高照会をすることができます。

附則

本規約は、2021年4月1日からこれを適用します。

本規約は、2021年9月13日から改正適用します。